

子ども家庭課

港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）の一部改正に伴い、港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）の一部を改正します。

1 改正理由

平成28年度に地方自治体から国に対して、放課後児童支援員認定資格研修の実施主体に指定都市を追加する旨の提案を行いました。国は地域の実情に応じた柔軟な研修の実施が可能となることから、基準の一部を改正しました。

区は基準の一部改正に伴う要件拡大により、放課後児童支援員となる研修の受講機会が拡充することから、条例の一部を改正します。

2 改正内容

本条例第10条第3項に、放課後児童支援員の資格要件となる研修の受講機会を拡充するほか、規定の整備を行います。

- (1) 放課後児童支援員の資格要件である研修について、現行の都道府県知事が行う研修に加え、新たに指定都市の長が行う研修を追加します。
- (2) 改元に伴い、改元日以降の年の表示を「平成」としているものを「令和」に改めます。

3 施行期日

公布の日